

学校・寄宿舎生活における服薬について

医療機関を受診された際に、ご家庭だけでなく学校・寄宿舎生活においても服薬が必要であると医師から指示を受けた場合には、学校までご相談ください。

【薬をお預かりできる条件について】

教職員が医療用医薬品を使用することは法律上できませんが、以下の条件を満たした場合に介助が可能となると定められています。

- ① 登校できる程度に容態が安定している
- ② 医療従事者による連続的な経過観察が必要でない
- ③ 医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない
- ④ 医師から学校・寄宿舎生活においても服薬が必要であると指示を受けている
- ⑤ 薬の使用条件が明確である

- ※ お預かりできるのは医師から処方された薬です。市販薬は原則お預かりできません。処方薬の中には法律上お預かりできない薬もありますので、依頼の際は事前に確認をお願いいたします。
- ※ できるだけご家庭で服薬できるよう（1日2回 朝・夕など）事前に医師と相談してください。
- ※ 事前にご家庭で服薬していただき、安全性を確認してください。
- ※ 服薬期間中は連絡がとれるようにしておいてください。
- ※ 書類に不備がある場合など、安全の確保ができない状態での服薬の介助は控えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

【服薬依頼に必要な提出書類について】

安全に服薬できますよう、以下の書類を提出してください。薬の介助や預かりを必要としない場合でも、児童生徒が学校で薬を所持する場合、「服薬依頼書」の提出が必要です。

①服薬依頼書

（年度初めにお配りしたものがなくなりましたら、ホームページからダウンロードしていただくか、または、連絡帳等で担任にお知らせいただければお渡しいたします。）

②薬の詳細が確認できる書類

（薬袋や薬局で渡される「薬剤情報提供書」や「お薬手帳」等の原本でもコピーでもかまいません。返却を希望される場合は、コピーを取ってお返しいたしますので、その旨をお知らせください。）

【薬の準備について】

薬は1回分ずつに分けて持たせるようにしてください。ただし、目薬や塗り薬など、1回分に分けることが困難な場合はそのままお預かりすることも可能です。服薬時に必要な物品及び可能であれば予備の薬1回分もご持参ください。詳細については「薬の準備について」をご覧ください。

受診の記録について

お子さんの通院の際に医師から指導を受け、学校にも伝えておきたいことがある場合には「受診の記録」を使用してください。生活に欠かせない定期通院がある場合（てんかんや精神疾患など、長期的に医師の経過観察を必要とする基礎疾患がある者）や急性症状で受診して臨時に薬の処方があった場合（副鼻腔炎、月経痛など）には必ずご記入ください。

お子さんが元気に学校生活を送るために、ご理解、ご協力をお願いいたします。